

チャイルドシートなどの 育児用品購入費の一部を助成

●対象品目／チャイルドシート・ベビーカー・ベビーベッド

●対象者／有田川町内に住所を有する6歳未満のお子さまの保護者であり、購入および申請時に有田川町内に住所を有する保護者

●助成額／購入した費用の半額（上限1万円）

※お子さま1人につき、対象品目のうちいずれか1品につき1回限り

申請時に必要なもの

- ・印鑑
- ・申請者名義の銀行口座の写し
- ・領収書（申請者氏名、購入商品名、金額が記載されたもの）
- ※宛名が苗字のみの場合や、レシートタイプは不可

・安全基準を満たしていることが確認できるもの（※チャイルドシートのみ）

問金屋庁舎やすらぎ福祉課

チャイルドシート貸し出し

●対象者／6歳未満の児童を養育する有田川町に住所を有する保護者

注意事項

・在庫に限りがありますので、在庫がある場合のみに限られます。

・返却時には、次に借りる方が気持ちよく使用できるように、クリーニングなどの清掃処理の上、今後の使用および衛生上問題のない状態にしてください。

問金屋庁舎やすらぎ福祉課

第3子以降の出産で 祝い金を支給

●対象者／次の要件を満たしている母親

- ①第3子の出産前および出産後それぞれ1年以上の間、有田川町に住み票があり実際に居住しており、今後も定住する意思があること。
- ②基準日（第3子出生日の1年後）に3人以上の子を養育していること。

と。なお、第1子および第2子が実子ではなく夫の連れ子などである場合は養子縁組をしていることが要件

●支給額／25万円

問金屋庁舎やすらぎ福祉課

児童扶養手当

父母の離婚、死亡などで、父または母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者または、20歳未満で

一定の障害のある者）が育成されるひとり親家庭などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

●手当を受けるには

必要書類を添えての申請が必要です。申請者や生計同一の扶養義務者の所得条件によって、支給制限があります。

※請求者または児童が公的年金給付などを受給している場合、その公的年金給付などの額が児童扶養手当の額より低い場合は、その差額分の児童扶養手当を受給することができます。

●手当支給月額

児童1人	全部支給	4万2,290円
	一部支給	4万2,280円～9,980円
2人目	全部支給	9,990円
	一部支給	9,980円～5,000円
3人目以降	全部支給	5,990円
	一部支給	5,980円～3,000円

※次の場合は手当を受けることができません。

- ①児童や父（母）などが日本国内に住んでいないとき。
 - ②児童が里親に委託されたり、児童福祉施設などに入所しているとき。
 - ③父（母）が婚姻しているとき。（婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある時を含む）
 - ④請求者が父（母）の場合、児童が母（父）と生計を同じくしているとき。（父（母）障害該当の場合を除く）
 - ⑤児童が、障害を有する父（母）に支給されている公的年金の加算対象になっているとき。
- ただし、両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障害にあることで児童扶養手当を受給されている場合は、配偶者の障害基礎年金の子の加算との受給変更が可能です。

問金屋庁舎やすらぎ福祉課